

食品預託に関する同意書

資源循環推進課を通じて、社会福祉法人高槻市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に食品を預託することにあたり、次に掲げる事項に同意します。

（個人情報の取扱い）

- 1 食品預託申込書に記載した全ての情報（個人情報含む）と本同意書は、市社協の食品預託払出事業の執行のため、預託食品に添えて市社協に受け渡すこと。

（預託食品の責任の所在）

- 2 預託食品は、人による使用に適しており、「食料製品の賞味期限に関する法律」や政令、省令などを含む食品の取扱いに適用される関係法令（条例を含む）に従ったものであり、預託者がその責任を有すること。

（受付できない預託食品）

- 3 預託食品は、次に掲げるものでないこと。
 - （1）賞味期限を経過しているもの。
 - （2）預託受付日時点で表示された賞味期限又は消費期限までの期間が1か月未満のもの。
 - （3）賞味期限又は消費期限の表示がないもの。
 - （4）開封されているもの。
 - （5）冷凍、冷蔵食品など温度管理が必要なもの。
 - （6）生鮮食品類全般（生肉、魚介類、生野菜、果物）。
 - （7）アルコール類全般（料理酒は除く）。
 - （8）その他品質保証ができないもの

（払出先選定の委任）

- 3 預託食品の払い出し先の選定は、市社協の判断に一任すること。

（その他）

- 4 この同意書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、資源循環推進課と預託者で協議して定める。

署名： _____